

「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」の公布

対象	DB	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	会計基準	その他

ポイント

- 12月9日「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」※1が公布されました。また、同日、意見募集結果※2も公表されました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によって、確定給付企業年金の財政状況や企業の経営状況の悪化が見込まれるため、以下の掛金設定の弾力化措置が実施されます。
 1. 財政再計算または財政検証の結果、掛金の引上げが必要となった場合でも、その掛金の適用を1年間猶予することができる
 2. 継続基準に抵触した場合、償却すべき過去勤務債務の額は、許容繰越不足金の全部又は一部を控除した額とすることができる
 3. 上記特例の適用を受ける場合には、当該特例の適用を受ける旨を規約に定めなければならない

※1 [「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」](#)

※2 [「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集結果について」](#)

施行日

- 施行日：公布の日(2020年12月9日)

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

省令改正の概要

項目	省令の概要
<p>1. 掛金引上げ・ 拠出猶予 について</p>	<p>【掛金の引上げ猶予の特例】（施行規則附則第14条）</p> <p>➤ 財政再計算において計算した掛金の額が前回の財政計算において計算した掛金の額を上回る場合であって、かつ、事業所の経営状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合に、<u>掛金の適用開始日が、2021年(令和3年)4月1日～2022年(令和4年)3月31日までの間であれば、前回の財政計算において計算した掛金の額以上でかつ、今回の財政再計算において計算した掛金の額以下の範囲内において、規約で定める額を事業主が拠出すべき掛金とし、当該適用開始日から最大1年間、拠出を猶予することができる</u>こととする。</p> <p>【掛金の拠出猶予の特例】（施行規則附則第15条）</p> <p>➤ 財政検証の結果、積立金が最低積立基準額を下回っている場合であって、かつ、実施事業所の経営状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合、<u>掛金の追加拠出をする事業年度の初日が2021年(令和3年)4月1日～2022年(令和4年)3月31日までの間にあれば、拠出額の範囲内において規約で定める額を追加拠出額とし、追加拠出を猶予することができる</u>こととする。</p> <p>【規約への定め】</p> <p>➤ 事業主等がこれら掛金引上げ猶予または拠出猶予の特例の適用を受けようとする場合には、当該特例の適用を受ける旨を規約に定めなければならない。</p>
<p>2. 償却すべき 過去勤務債務 の額の特例 (下方回廊方式の適用) について</p>	<p>【過去勤務債務の額の特例】（施行規則附則第16条）</p> <p>➤ <u>2020年(令和2年)3月31日～2022年(令和4年)3月31日までの間の日を事業年度末とする決算に基づく財政検証を対象として、継続基準に抵触した場合に特別掛金として償却すべき過去勤務債務については、その額から許容繰越不足金の全部又は一部を控除することができる</u>こととする。</p> <p>【規約への定め】</p> <p>➤ 事業主等が償却すべき過去勤務債務の額の特例の適用を受けようとする場合には、当該特例の適用を受ける旨を規約に定めなければならない。</p>

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。